

## 高等学校公民科「現代社会」「政治・経済」文部科学省検定済 教科書における不完全競争の取扱いについて\*

On the Treatment of Imperfect Competition in the Textbooks, authorized by the Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology, that are currently used for Subject Titles "Contemporary Society" and "Politics and Economy" in the Subject Area "Civics" of the Curriculum System for High Schools in Japan

安達 貴 教\*\*

ADACHI Takanori

This article surveys all 21 textbooks authorized by the Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology (MEXT) that are currently used for "Contemporary Society" ("Gendai Shakai") or "Politics and Economy" ("Seiji Keizai") in the subject area "Civics" ("Komin") of the curriculum system for high schools in Japan. I especially focus on how imperfect competition is explained in each textbook. After making a comparison of these textbooks, I argue that the baseline framework to teach "market economy" ("shijō keizai") should be based on the idea of imperfect competition, with minimal space for perfect competition, which should be regarded as just one special case of imperfect competition. Accordingly, such keywords as "the automatic adjustment function of price" ("kakaku no jidō chōsei kinō") and "administered price" ("kanri kakaku") in the current textbooks should be removed, and instead, "markup", "product differentiation" ("seihin sabetsuka"), "deadweight loss" ("shikajū") and "competition policy" ("kyōsō seisaku") should be introduced in forthcoming textbooks for a newly introduced subject "Publics" ("Kokyō"), replacing "Contemporary Society," as well as the continuing "Politics and Economy."

Keywords: MEXT-authorized textbooks; Imperfect competition; Markup; Market concentration; Competition policy

---

\*本稿における内容、主張、そして残り得る誤りについては純然として筆者のみにこれ帰すべきものであって、筆者が現在に至る迄に関係してきた機関、団体、及び個人等の見解を反映するものでないことは言を俟たない。なお、投稿に際して、匿名の編集委員からいただいたコメントに謝意を表す。本稿作成の元々の切っ掛けは、2019年7月11日、名古屋大学教育学部附属高校の高1・高2対象の1日総合大学（名古屋大学全9学部から一人ずつ研究者が出向いて行う模擬講義）において、「経済学の雰囲気を経験して、「現代社会」の教科書を先取りしてみよう!」と題した講義を行った際、その準備のために、同校で使用されている「現代社会」の教科書を吟味したこと、そして、当日講義を行った後、「自分が研究を行う究極の目的とは、世界中の高校生、中学生あるいは小学生の未来のためである!」と（柄にもなく）認識したことにある。

\*\*名古屋大学大学院経済学研究科

Graduate School of Economics, Nagoya University

「経済学は未だに、価格決定のメカニズムに関する、実証により十分に裏付けられた一般理論をもっていない。完全競争市場における価格の理論は、確かによく練り上げられた論理的な体系であるが、それが適用可能な現実の市場は近似的な意味でもそれほど多くない。それよりも、価格を動かす力のある少数の企業が登場する寡占市場が一般的である。」(岩田 1974, p.3)

## I. はじめに

現行の高等学校学習指導要領(平成三十年文部科学省告示第六十八号)に基づけば、高等学校の公民科においては、「現代社会」(以下、適宜「現社」と略)の履修あるいは、「倫理」と「政治・経済」(以下、適宜「政経」と略)を組み合わせる履修が求められている。<sup>1)</sup> いずれの方式にせよ、現代の日本国における高校生は、その教育課程において、市場経済の基礎に触れることになっている。従って、高校で使用される教科書の内容は、市場経済の役割について、今後の日本国を担う人々の共通的認識と全く無縁のものであるということもないであろう。本稿は、産業組織論と競争政策論を専攻する筆者の視点から、高校の教科書において「市場経済の機能的側面」がどのように解説されているかについて、「平成32年度使用」とされている全ての検定済み教科書(「現代社会」全12点、「政治・経済」全9点)を比較・検討し、今後の「公共」「政治・経済」を見据えた、「市場経済の機能的側面」に関して、新しい観点からの教育論を提案することを目的とする。

まず次の第Ⅱ節では検討対象とする教科書をリストアップし、続く第Ⅲ節において、市場経済の導入部分の執筆作業に関係すると考えられる「経済学者」を列記する。第Ⅳ節では、「市場経済」の記述に関して指導要領が指示する内容について確認した後(Ⅳ.1, Ⅳ.2), それに応じて、各教科書がどのような構成を取っているかを見る(Ⅳ.3)。それを踏まえ、第Ⅴ・Ⅵ節においては、現社、政経の各教科書において、不完全競争がどのように取り扱われているか、特にお互いの差異性に着目しながら考える。この作業によって、第Ⅷ節では、新しい指導要領を前提とした「公共」と「(新)政治・経済」の教科書作成を意識した新しい教育方法の提案において、全体的に採用されるに値する内容、そして、取り除かれても問題ない内容がはっきりすることになるで

あろう。なお、インターロード的位置付けにある第Ⅶ節は、不完全競争を現実の事象として理解する上で極めて有用な「市場支配度」という指標(安達 2019)が、各教科書でどのように取り扱われているかを概観しているが、今後、この点に関する教科書での説明は、データの制約上、悲観的な状況にあることにも触れている。

本稿の主張は、第Ⅷ節でまとめられているように、完全競争を想定する「価格の自動調整作用」に関する記述を削除し、代わって、不完全競争を前提とした「マークアップ」「死荷重(デッドウェイト・ロス)」といった分かりやすい概念を導入することで、完全競争の帰結を前提とした自由放任(レッセ・フェール)への幻想をベンチマークとはしない「市場経済の理解」を全国的な共通認識にすべく、高校の「公共」や「政治・経済」においても積極的に反映すべし、というものである。

## II. 比較対象の教科書

文部科学省のウェブページ内で、「平成32年度使用」としてリストアップされている教科書は、「現代社会」で全12点(表1(A))、「政治・経済」で全9点(表1(B))である。「現代社会」「政治・経済」共に、サイズは小判、大判の2種類に分けることが出来、表1にはその情報も記載している。ここで明確に分かることは、(a) 現社、政経の各科目で2冊を出版している発行者(以下、出版社とも呼ぶ)は、「現代社会」「政治・経済」共に、必ず「大判一冊・小判一冊」という組み合わせであるという共通性、他方で、(b) 各科目で1冊のみを出版している発行者は、「現代社会」については必ず大判のみ(東京書籍、教育出版、帝国書院、山川出版社)、しかし「政治・経済」については必ず小判のみ(東京書籍、山川出版社、数研出版)であるという対称性が見られるということである。なお、教育出版、帝国書院の2社は、現社の教科書のみを発行で、政経の教科書は発行していない。各科目で2冊を発行している出版社は、サイズの大小の違いに象徴されるような、何らかの(出版社ブランド内での)「製品差別化戦略」を取っているものと予想されよう。

表1：検定済教科書（平成32年度使用）リスト

(A) 現代社会

	発行者	記号・番号	書名	サイズ
(ア)	東京書籍	現社・313	現代社会	大
(イ)	実教出版	現社・314	高校現代社会 新訂版	小
(ウ)	実教出版	現社・315	最新現代社会 新訂版	大
(エ)	教育出版	現社・304	最新 現代社会	大
(オ)	清水書院	現社・316	高等学校 現代社会 新訂版	大
(カ)	清水書院	現社・317	高等学校 新現代社会 新訂版	小
(キ)	帝国書院	現社・318	高等学校 新現代社会 新訂版	大
(ク)	山川出版社	現社・323	現代社会 改訂版	大
(ケ)	数研出版	現社・319	改訂版 現代社会	小
(コ)	数研出版	現社・320	改訂版 高等学校 現代社会	大
(サ)	第一学習社	現社・321	高等学校 改訂版 現代社会	小
(シ)	第一学習社	現社・322	高等学校 改訂版 新現代社会	大

注) 順番は、文部科学省「高等学校用教科書目録（平成32年度使用）」  
[https://www.mext.go.jp/content/1416044\\_003\\_1.pdf](https://www.mext.go.jp/content/1416044_003_1.pdf)  
 のp.12にあるリストのものに従っている。(B)政治・経済も同様（同p.13）。

(B) 政治・経済

	発行者	記号・番号	書名	サイズ
(ア)	東京書籍	政経・311	政治・経済	小
(イ)	実教出版	政経・312	高校政治・経済 新訂版	小
(ウ)	実教出版	政経・313	最新政治・経済 新訂版	大
(エ)	清水書院	政経・314	高等学校 現代政治・経済 新訂版	小
(オ)	清水書院	政経・315	高等学校 新政治・経済 新訂版	大
(カ)	山川出版社	政経・316	詳説 政治・経済 改訂版	小
(キ)	数研出版	政経・317	改訂版 政治・経済	小
(ク)	第一学習社	政経・309	高等学校 改訂版 政治・経済	小
(ケ)	第一学習社	政経・310	高等学校 新政治・経済 新訂版	大

以下においては、各書は、表1におけるラベリングに従って、「現社(1)東書・大」「政経(8)第一・小」のように略称される。なお、発行者の略称は、表1の注におけるリンク先に従っている。

### Ⅲ. 執筆に関わる「経済学者」

次いで、「市場の機能とその限界」に関わるセクションの執筆に関わっていると考えられる「経済学者」を表2に掲げる。なお、ここで「経済学者」とは、執筆者の中で、その記載肩書が大学教員であること、かつ、インターネット検索等にも依拠した筆者の判断で、広義の意味で経済学の研究・教育に従

事してきたと看做すことが出来た人物を「経済学者」と呼んでおり、カッコ内の専攻分野もまた、筆者がインターネット検索などからそのように分類しているという、あくまで主観的要素の少なくないものであることに注意されたい。なお、この基準では従って、高校教員の肩書が記載されている執筆者は除外されることになってしまう点にも留意されたい。

まず表2から、同一人物が、異なる出版社の教科書を執筆することはないことが分かる。但し、同一出版社内において、同一人物が、現社と政経にまたがって執筆しているケースは、現社・政経の双方の教科書を出版している全6社中4社ある（東京書籍、実教出版、清水書院、第一学習社）。他の2社であ

表 2 : 「現代社会」, 「政治・経済」各教科書における「経済学者」の執筆者 (編集協力者等も含む)

書名	人名 (敬称略, 執筆者欄掲載順)
現社(㉑)東書・大 政経(㉑)東書・小	間宮陽介 (社会経済学, 経済思想), 土居丈朗 (財政学, 公共経済学) 間宮陽介, 土居丈朗, 加藤晋 (厚生経済学, 公共経済学)
現社(㉒)実教・小 現社(㉓)実教・大 政経(㉒)実教・小 政経(㉓)実教・大	伊東光晴 (経済理論, 経済政策), 中村達也 (社会経済学), 荒川章義 (経済学史) 寺西俊一 (環境経済学), 井上義朗 (経済学史), 中本悟 (アメリカ経済, 国際経済論) 宮本憲一 (財政学, 環境経済学), 諸富徹 (財政学, 環境経済学) 伊東光晴, 中村達也, 荒川章義
現社(㉔)教出・大	植田和弘 (環境経済学), 佐伯啓思 (社会経済学)
現社(㉕)清水・大 現社(㉖)清水・小 政経(㉕)清水・小 政経(㉖)清水・大	該当者無し 須藤修 (社会情報学), 宇南山卓 (日本経済論) 吉川洋 (マクロ経済学), 飯田泰之 (経済政策論, マクロ経済学), 宇南山卓 栗原久 (経済教育論)
現社(㉗)帝国・大	浅子和美 (マクロ経済学), 脇田成 (マクロ経済学)
現社(㉘)山川・大 政経(㉘)山川・小	玉井義浩 (マクロ経済学) 粕谷誠 (経営史)
現社(㉙)数研・小 現社(㉚)数研・大 政経(㉙)数研・小	阿部顕三 (国際経済学) 阿部顕三 岩田一政 (金融論, 国際経済学), 井堀利宏 (財政学, 公共経済学)
現社(㉛)第一・小 現社(㉜)第一・大 政経(㉛)第一・小 政経(㉜)第一・大	小川英治 (国際金融論) 大塚晴之 (金融論, マクロ経済学), 小川英治 小川英治 大塚晴之

注) カッコ内は執筆者の専攻。但し, その分類は, 主にインターネット上の情報に依拠した筆者の判断に基づく。なお順番は, 執筆者リストの登場順に従っている。

る山川出版社と数研出版では, 現社と政経の執筆「経済学者」が分かれている。前者 4 社と後者 2 社との編集方針 (あるいは「(出版社ブランド内) 製品差別化戦略」) の違いを反映しているとも言えるかも知れない。

次に, 現社で 2 冊を発行している出版社を見ると, 実教出版と清水書院においては, 同一人物が二冊共に執筆していることはないが, 数研出版と第一学習社においては, 同一人物が執筆している。他方, 政経で 2 冊を発行している出版社 (実教出版, 清水書院, 第一学習社) を見ると, 同一人物が二冊の執筆に関わっているケースはない。

なお, 各執筆者の生年, 著書, 所属学会, 各種メディアでの発言等から総合したバックグラウンドも検討することで, 各出版社の「(ブランド総体・ブランド内部双方の) 製品差別化戦略」の差異について, より興味深い知見を得ることも可能とは考えられ, またそれは, 本稿の主題である「不完全競争の

取り扱われ方」とも全く無縁とは言えないであろうが, 本稿ではそれは割愛し, 次節からは, 主題を直接的に検討していく。<sup>2)</sup>

#### IV. 「市場経済」に関する指導要領における指示

文部科学省のウェブページ内にある「高等学校学習指導要領解説公民編 (平成21年12月, 平成26年1月一部改訂)<sup>3)</sup>」に後掲されている「高等学校学習指導要領」第 2 章第 3 節「公民」の第 2 款「各科目」において, まず第 1 「現代社会」では, 「現代の経済社会の変容などに触れながら, 市場経済の機能と限界… (略) …について理解を深めさせ」(2 「内容」の(2)エ。強調は引用者) ることが規定されており, 同様に第 3 「政治経済」においても, 「… (略) …市場経済の機能と限界, ……について理解」(2 「内容」の(2)ア, 強調は引用者) させるとある。即

ち、現社と政経の双方において、「市場経済」が解説される際は、その機能と併せてその限界に関しても記述されることが求められている。次節以降では、各教科書において、それがどのように反映されているかを見ることになる。

## 1. 現代社会

なお、同要領においては、その但書きで、まず現社においては、「市場経済の機能と限界」については、経済活動を支える私法に関する基本的な考え方についても触れること（第1「現代社会」3「内容の取扱い」(2)イ(イ)、強調は引用者）とある。ここで、「経済活動を支える私法」に関して特定化はされていないが、以下で見るように、政経の「内容の取扱い」解説（脚注3のリンク先pdfファイルの51ページ目）において、「独占禁止政策」との記載もあり、現社の各教科書においては、これは「独占禁止法」のことを指しているものと解釈しての記述がなされていることが分かる（次節で詳細を見る）。

更に具体的には、同ファイル17ページ目における「内容の取扱い」に関する解説において、「ここでは、現代の経済社会において、自由な経済活動を基本とする市場経済の意義と機能やその限界、…（略）…について理解を深めさせ」（強調は引用者）とあり、より一層具体的には、「市場経済の機能と限界」については、有限で希少な資源の効率的配分をもたらす市場機構について理解させるとともに、寡占や独占、外部不経済など市場経済の限界などについても理解させる。」とある。これは、現代の標準的なマイクロ経済学における二分法、即ち、まず市場機構としては、完全競争形態が取り上げられ、その「望ましさ」（一般均衡的枠組みではパレート効率性、部分均衡的枠組みでは、社会的余剰の最大化）が解説された後で、各種の「市場の失敗」を導入することで、その「望ましさ」が何故達成されないかを見ようとする思考法である。この二分法の哲学を素直に取れば、「公共財」については、その性質上、除去できるという性質のものではないが、「不完全競争」、「外部性」、「情報の非対称性」といったその他の「市場の失敗」の各種要因は、取り除くに如くはないという発想が自然に生じることとなる。しかしながら筆者は、「不完全競争」をこのように、完全競争からの逸脱としての「市場の失敗」の一要因と見るのではなく、むしろ、完全競争の方こそが「不完全競争の一特殊形態」であり、不完全競争をベン

チマークとするようなマイクロ経済学の方法論を確立すべきと考えており、最終の第Ⅷ節において、その概要について述べてみたい。

なお、同解説では、続いて、「その際「経済活動を支える私法に関する基本的な考え方についても触れ」（内容の取扱い）、経済活動において取引相手同士が信頼関係を構築し、契約を履行することの重要性を考察させ、そうした取引を支える私法に関する基本的な考え方について理解させる」（強調は引用者）として意識の高い抽象へと踏み込んでいるが、多くの教科書が、広義での競争政策の記述を以って、それに充てているものと考えられる。

## 2. 政治・経済

次に、政経における同要領但し書きでは、「…（略）…「市場経済の機能と限界」については、公害防止と環境保全、消費者に関する問題も扱うこと」（第3「政治・経済」3「内容の取扱い」(2)イ、強調は引用者）とある。それに対応する同解説箇所（脚注3のリンク先pdfファイルの51ページ）においては、現社よりもやや詳細な内容に及んでいる。即ち、「市場経済の機能と限界」については、市場とは経済社会における需要と供給をつなぐ取引の場であることを理解させるとともに、商品市場、金融市場、労働市場など様々な種類の市場があることに気付かせる。また、完全競争の前提のもとでは、それぞれの市場において形成される価格を誘因として、生産が調整されたり、資本や労働などの生産要素が国内外に移動したりするなど、経済的資源が効率的に配分される仕組みをもっていることを理解させる。その際、価格メカニズムの考え方を具体的な価格変動の事例を取り上げられながら考察させる」（強調は引用者）とし、続いて段落を改め、「また、市場の競争性が維持されている場合においても、公共財の提供がされにくいことや環境破壊など市場の失敗があることを理解させる。さらに今日多くの市場では、企業の巨大化により寡占化が進んで、価格メカニズムが理論どおりには十分に働かなくなっている面があることにも気付かせ、独占禁止政策など、自由で公正な競争を維持するための政府による適切な政策が不必要になっていることについて触れ、それらの対策について理解させる」（強調は引用者）と踏み込んだ指示がされているが、更に続いて「その際、「公害防止と環境保全」（内容の取扱い）を外部不経済の視点から扱うとともに、「消費者に関する問題」

(内容の取扱い)については、家計、企業、政府間の情報格差という情報の非対称性の観点から消費者保護の重要性を扱うだけでなく、消費者の自立支援の観点から指導することに留意することが大切である。また、例えば、製品事故、薬害問題などを扱い、行政や企業の責任にも触れるようにする」とある。この部分、外部不経済や情報の非対称性を抽象的な概念に留めるのではなく、具体的に生徒に理解させようとする旨の指示は高く評価されよう。なお、「消費者の自立支援の観点から」とあるが、この問題に関する経済学の考え方としては、いわゆる「行動経済学」が対応しており、長期的には、「行動経済学」のエッセンスが政経の内容に反映されてゆくことが期待されよう。<sup>4)</sup> なお余談ながら、「行政や企業の責任にも触れるようにする」との簡明で要を得た指示には、良い意味での意表感も伴い、率直な感銘を覚えたことはここに記しておいても無駄ではないであろう。

全体的に、ここでも、ミクロ経済学の二分法が反映されており、寡占化や独占禁止政策（以下で論じるように、筆者は「競争政策」という用語で置き換

えられるべきと考えているが)についての思慮深い配慮がされているが、「価格メカニズムが理論どおりに十分働かなくなっている面が」との記述から、完全競争がベンチマークとして想定されていることが読み取れる。実際、まずは、完全競争メカニズムの機能に重点を置いた解説を行うように指示がされており、以下で見るように、政経の各教科書ともそれに大筋で従った記述がなされているものと考えて良いであろう。

### 3. 各教科書の対応

以上、指導要領、及びその解説を踏まえて、各教科書がどのような対応を取っているかを見ていきたい訳であるが、まずは、表3でまとめているように、どういった括りでの解説になっていくことから見ていこう。

本節冒頭で述べたように、指導要領においては、現代社会と政治経済の双方に共通して、「市場経済の機能と限界」について理解させる旨の指示があったことを思い出そう。しかし、具体的な内容に関する指示の違いを反映してか、現社と政経のセクシ

表3：「価格」「市場」「独占」「寡占」が説明されているセクション名（太文字）  
（カッコ内は小見出し名）

#### (A) 現代社会

書名	セクション名と小見出し名
現社(㉔)東書・大	「 <b>市場経済のしくみ</b> 」(「 <b>価格の働き</b> 」「 <b>寡占化と独占化の傾向</b> 」「 <b>市場の失敗</b> 」)
現社(㉕)実教・小	「 <b>市場のしくみ</b> 」(「 <b>市場の自動調整作用</b> 」「 <b>需要・供給の法則</b> 」「 <b>市場の寡占化</b> 」)
現社(㉖)実教・大	「 <b>市場のしくみ</b> 」(「 <b>市場の働き</b> 」「 <b>市場の失敗</b> 」(「 <b>独占と寡占</b> 」))
現社(㉗)教出・大	「 <b>市場経済のはたらき</b> 」(「 <b>需要・供給が出会う市場</b> 」「 <b>自由競争と価格の自動調節機能</b> 」「 <b>独占・寡占市場の成立</b> 」)「 <b>市場経済の限界</b> 」(「 <b>寡占価格と管理価格</b> 」「 <b>差別化と非価格競争</b> 」「 <b>市場の失敗と政府の介入</b> 」)
現社(㉘)清水・大	「 <b>経済主体と経済循環</b> 」(「 <b>市場経済</b> 」「 <b>独占・寡占市場</b> 」「 <b>市場機構の限界</b> 」)
現社(㉙)清水・小	「 <b>市場と経済主体</b> 」(「 <b>市場と価格メカニズム</b> 」「 <b>市場の限界</b> 」「 <b>市場の失敗と政府の活動</b> 」)
現社(㉚)帝国・大	「 <b>経済活動と市場経済の考え方</b> 」(「 <b>経済活動と私たちの生活</b> 」)「 <b>市場のメリットと限界</b> 」(「 <b>市場経済と価格</b> 」「 <b>市場の独占と寡占</b> 」)
現社(㉛)山川・大	「 <b>市場経済のしくみ</b> 」(「 <b>市場と価格</b> 」「 <b>市場の失敗と政府の役割</b> 」)「 <b>市場の失敗</b> 」(「 <b>市場の寡占化</b> 」)
現社(㉜)数研・小	「 <b>市場経済のしくみ</b> 」(「 <b>誰のための経済活動か</b> 」「 <b>市場のしくみ</b> 」「 <b>市場の失敗</b> 」)
現社(㉝)数研・大	「 <b>市場経済のしくみ</b> 」(「 <b>市場のしくみ</b> 」「 <b>価格の自動調節機能</b> 」)「 <b>市場経済の限界</b> 」(「 <b>企業の巨大化と独占・寡占の問題</b> 」)
現社(㉞)第一・小	「 <b>市場経済のしくみ</b> 」(「 <b>市場のしくみ</b> 」「 <b>競争と独占・寡占</b> 」)
現社(㉟)第一・大	「 <b>市場のしくみ</b> 」(「 <b>市場の役割</b> 」「 <b>独占・寡占</b> 」「 <b>市場の失敗</b> 」)

注)「小見出し名」は、「市場」、「価格」、「不完全競争」に関わるものだけを抜き出している(例えば、「公共財」に関わるような小見出しは含めていない)。また、別枠コラムでの解説で諸概念を説明している教科書も少なくないが、コラムの小見出しは省略している。(B)政治・経済も同様。

(B) 政治・経済

書名	セクション名と小見出し名
政経(ア)東書・小	「市場経済の機能と限界」(「市場メカニズム」「寡占化・独占化」)
政経(イ)実教・小 政経(イ)実教・大	「市場機構」(「市場メカニズム」「市場の失敗」) 「経済主体と市場の働き」(「市場の働き」「市場と競争」)
政経(ロ)清水・小 政経(ロ)清水・大	「市場経済の機能と限界」(「価格機構」「不完全競争と現代の市場」) 「価格と市場の役割」(「価格の役割と市場」「価格の自動調節作用」「市場と効率性」)「市場機構の限界」(「不完全競争市場」)
政経(ハ)山川・小	「市場の機能と限界」(「市場の機能」「市場の失敗」)
政経(ニ)数研・小	「市場経済のしくみ」(「市場経済」「市場機構と価格の働き」「寡占化と市場機構」)
政経(ク)第一・小	「市場経済の機能と限界」(「市場機構」「競争と独占・寡占」「市場の失敗」「市場における政府の役割」)
政経(ク)第一・大	「市場経済の機能と限界」(「市場メカニズム」「競争と独占・寡占」)

ン名には若干の相違が見られる。まず、表3(A)から、現社においては、清水書院の2冊と帝国書院の1冊を除いては、いずれも「市場/市場経済」の「しくみ/はたらき」といったセクション名が登場していることが分かる。他方、政経においては、表3(B)から分かるように、数研出版を除いて、「しくみ/はたらき」はセクション名として登場していない。但し、現社のセクション名として、教育出版、帝国書院、山川出版社、数研出版の大判の4冊には、「限界」の文字も登場している。なお、表3(A)と(B)を良く眺め直してみると、現社と政経の双方を出版している出版社間の差異に着目すれば、東京書籍、実教出版、山川出版社、第一学習社は、現社においては「しくみ」という用語を用い、対比的に、政経においては「市場機構」「限界」といった用語を用いているのに対し、清水書院は、現社と政経の双方において「しくみ」は用いず、数研出版は、現社と政経の双方において「しくみ」を用いている、という出版社間の差異がある点は、各教科書ではない、出版社総体としての「差別化戦略」が関係しているかも知れない。

いずれにせよ、現社と政経の双方において、概ね、上記IV.1とIV.2で確認された、指導要領上の指示に沿った内容が展開されていると言える。では具体的にどのような記述がなされているかを、次節及び次々節において見ていきたい。

## V. 「現代社会」の教科書比較

本節及び次節においてそれぞれ、現社と政経の各

教科書において、筆者が特徴的であると感じた諸点を、羅列的に述べる。網羅的ではなく、印象論的なものであることに留意されたい。なお、現社と政経の両者について、概ね、全教科書について、指導要領及びその解説に準じたスタンダードな部分の解説には、各教科書間の差異は少ない。特にこれは、「価格の自動調整作用」というキーワードを中心とする、完全競争に関する説明に当てはまるものと思われる。本節及び次節では、本稿の中心的関心である、現社、政経の教科書における「不完全競争」(「独占・寡占」)の取扱いに沿って、各教科書でそれがどのように扱われているかを差異性に着目しながら見ていきたい。

(ア) 東京書籍『現代社会』(大判, 間宮陽介・土居丈朗)

— 「市場占有率を高めた製品や規格は、消費者がそれを使わざるをえないことから、事実上の標準(デファクト・スタンダード)となる傾向がある。特に情報通信分野では、特定の企業が標準化によって「独り勝ち」する傾向が見られる。」(p.117)との記述は、不完全競争に関して、標準的な説明を補っているものと評価されよう。

(イ) 実教出版『高校現代社会 新訂版』(小判, 伊東光晴・中村達也・荒川章義)

— 「市場は需要と供給の調整という働きをするが、決して万能ではない。」(p.194)との導入は、学生にとっては、それまでの完全競争に関する説明とのコントラストを理解する上で、巧みな導入文となっ

ていると言えよう。

－「非価格競争」に関連して、「しかし、広告・宣伝が過剰になると、商品情報がゆがめられたり、広告・宣伝のための費用が価格に転嫁されるという問題が生じる。」(pp.194-5)との踏み込んだ説明を行っている。

(ウ) 実教出版『最新現代社会 新訂版』(大判, 寺西俊一・井上義朗・中本悟)

－「19世紀後半, 産業の中心が軽工業から重化学工業へと転換し, 大型設備が使われるようになると, 大量生産により製品単価の引き下げが可能になった(規模の経済性)。この競争力を背景に, 少数の大企業が市場を支配する寡占・独占の傾向があらわれた。」(p.116, 太字は引用先元々)として, 歴史的視座に言及している点は良い。

－「非価格競争」の説明に関連して、「もっとも近年では, 積極的な技術革新(イノベーション)によって, 寡占市場でも, 品質・価格ともに激しい競争が展開されることが多い。」(p.117, 太字は引用先元々)として, 多面的に不完全競争を取り扱っている点が評価される。

(エ) 教育出版『最新 現代社会』(大判, 植田和弘・佐伯啓思)

－「非価格競争」の説明の箇所は、「どの商品を購入しようか迷ったときに, 価格に違いがなければ, 広告・宣伝をしている商品か, デザインが目新しい商品か, おまけや懸賞がついた商品かをめやすに選んだり, 販売員にお勧め商品を聞いて決めるかもしれない。」(p.96)との印象的な段落で始まり, 「現代の企業は, 消費者の購買意欲をかきたてるために, 品質改良だけでなく, デザインやパッケージ, 商品のブランド化などで, 競合する他社製品との差別化をはかっている。また, アフターサービスの提供や, 大規模な宣伝・広告などを利用して, 市場における自社製品の占める割合, すなわち市場占有率(マーケットシェア)を高めようとする。このような競争を非価格競争とよぶ。」(pp.96-7, 太字は引用先元々)として, 他書には見られない観点からの記述を行っている点が特筆に値する。

－但し, 「独占・寡占」の導入の際に, 「独占資本主義の段階では, 市場は少数の企業により支配される」(p.95)とあるが, 「独占資本主義」という用語が突飛であるし, また, あたかも資本主義が発展す

ると完全競争になるかの印象を与える。

(オ) 清水書院『高等学校 現代社会 新訂版』(大判)

－独占禁止法や公正取引委員会への言及が全くない。

(カ) 清水書院『高等学校 新現代社会 新訂版』(小判, 須藤修・宇南山卓)

－p.209の脚注で, 「独占市場を阻止する取り組み」との見出しがあり, そこで, 独占禁止法と公正取引委員会への言及があるが, 独占禁止法は(直接的には)独占市場を阻止しようとしている訳ではない。なお, 同脚注で, 「カルテル」という用語が登場しながら, それが説明されるのは, しばらく後の「現代の企業とその課題」に関する別セクション(p.236)である。

－「独占・寡占」の扱いは, p.210における囲い込み欄で, 「市場の失敗」の一つで, 極めて短い記述ではあるが, 「独占的市場では, 企業はあえて生産量を少なくおさえて高い価格を設定することができる(独占的価格付け)。また, 寡占市場では, プライスリーダーとして業界の値上げを先導する場合もある。価格が高まると, 需要が過少となり, 資源配分をゆがませることになるのである。」とあり, プライスリーダーそれ自体に関しての説明が手薄ではあるが, 資源配分への言及は評価されよう。

(キ) 帝国書院『高等学校 新現代社会 新訂版』(大判, 浅子和美・脇田成)

－「独占・寡占」の説明は, 「ある商品について, 町に店(供給者)が1軒しかなければ, 価格が高くて消費者は購入せざるをえない。しかし複数の供給者が存在すれば, 競争により価格は下がっていく。となりの店よりも高い価格をつければ, 消費者が逃げってしまうため, 高い価格をつけることができないからである。一般に多数の供給者がいればいるほど競争がさかんになって価格は下がっていき, 消費者は低価格で大量の消費を享受することができる」(p.119, 太字は引用先元々)という段落で始まっているが, 具体的なイメージを喚起しやすいという意味で, 評価されよう。

(ク) 山川出版社『現代社会 改訂版』(大判, 玉井義浩)



－「非価格競争」の説明に関して、「商品の品質とは無関係の資源が投入され、その負担が消費者に製品価格として転嫁される」(p.100)とあるが、多面的な観点からの配慮も望まれよう。

(ケ) 数研出版『改訂版 現代社会』(小判, 阿部顕三)

－「独占・寡占」に関わる事項は、p.213での1ページ分の囲み欄「企業の巨大化と独占・寡占」としてまとめられている。但し、「しかし、経済のグローバル化のなかで、こんにちでは、プライス・リーダーの具体的事例は少なくなっている。」とあるが、この記述の必要性に関しては、意見が分かれよう。

(コ) 数研出版『改訂版 高等学校 現代社会』(大判, 阿部顕三)

－「独占・寡占」を説明している箇所においては、企業の巨大化の方法として、「みずからの利潤の一部(内部留保)を資本に繰り入れたり、資金を調達して資本を積み増したりする方法(資本の蓄積)と、同業種他企業との連合(企業連合・カルテル)や合同(企業合同・トラスト)による方法(資本の集中)がある。」(pp.124-5, 太字は引用先元々)と説明されており、金融的側面への言及は評価されよう。

(ク) 第一学習社『高等学校 改訂版 現代社会』(小判, 小川英治)

－ p.168の「寡占市場」に関する脚注では、「寡占市場では、費用に利潤が上乘せられるため、価格は高くなる。」との記述は、下記第8節で紹介するような方法論で、「マークアップ」概念を導入しながら説明すれば、より一層クリアなものとなろう。

－「非価格競争」の説明に際して、「さらに寡占市場では、商品のデザインや宣伝、アフターサービスなど、価格以外の面での競争(非価格競争)が激しくなることも多い。これらの競争に要した費用は価格に盛り込まれることもあるが、宣伝の効果によって商品が売れることで、結果的に大量生産、低コスト化が実現することもある。」(p.168, 太字は引用先元々)として、非価格競争についてバランスの取れた見方を提示している。

(ク) 第一学習社『高等学校 改訂版 新現代社会』(大判, 大塚晴之・小川英治)

－ p.113で登場する「独占禁止法」の注釈として、

「カルテルなど競争に影響をおよぼす行為を規制している。しかし、経営効率を高めるために、1997年に独占禁止法が改正され、過度に事業支配力が集中しないことを条件として、持株会社(子会社の株式を所有してグループ全体の経営を支配する会社)の設立が解禁された。」(太字は引用先元々)として、ここでの説明で、金融的側面に言及していることは評価したい。

## VI. 「政治経済」の教科書比較

次に、政経の各教科書についても、同様の比較を行ってみたい。

(ケ) 東京書籍『政治・経済』(小判, 間宮陽介・土居丈朗・加藤晋)

－「寡占市場や独占市場においても市場の失敗が起こる。」(p.129)とあるが、前ページの記述を踏まえれば、寡占市場や独占市場の存在そのものが「市場の失敗」の事例ではないか。

－「今日見られる寡占や独占は、初期投資に巨額の費用がかかる場合や、特許によって他社が模倣できないように守られる場合に、容易に新規参入できないことから生じている。

企業が規模を拡大する理由はいくつかある。巨大な設備を用いる産業では、生産量を増やせば増やすほど単価(製造原価)が安くなる(規模の利益)から価格競争力が増し、他企業を駆逐して自然に大規模化していく。また情報通信産業などでは通信網が広ければ広いほど利用者の利便性も増し、特定の通信網がほかを駆逐する傾向がある。」(pp.129-130)の具体的な記述は、不完全競争の特徴をうまく記述しているものと言えよう。

(イ) 実教出版『高校政治・経済 新訂版』(小判, 宮本憲一・諸富徹)

－「市場メカニズムは、資源配分の効率性を達成するうえですぐれた性質をもっているが、万能ではない。」(p.122)との導入は、現社の教科書(イ)実教出版・小判同様、学生にとっては、完全競争と不完全競争との対比を意識させる点で効果的である。

－「管理価格」の説明として、「価格が競争ではなく協調によって形成される場合をいう」(p.122)とあるが、これについては評価が分かれるであろう。

－「管理価格のもとでは価格競争ではなく、品質・

デザインを競う製品の差別化や、宣伝・広告、アフターサービスを競う**非価格競争**がおこなわれる傾向がある。しかし最近では、これらの差別化がむずかしい場合、寡占市場でも価格競争がおこなわれることがある。」(p.122, 太字は引用先元々)とあるのは、意味が取りづらいためであろう。

(ウ) 実教出版『最新政治・経済 新訂版』(大判, 伊東光晴・中村達也・荒川章義)

—「19世紀後半、産業の中心が軽工業から重化学工業へと転換し、大型設備が使われるようになると、大量生産によって製品単価をひき下げることが可能になった(規模の経済性)。この競争力を背景に、少数の大企業が市場を支配する**寡占・独占**の傾向があらわれた。」(p.78)として、歴史的背景に言及されていることが評価に値する。

—また、「非価格競争」の説明の箇所では、「もっとも近年では、積極的な**技術革新**(イノベーション)によって、寡占市場でも、品質・価格ともにはげしい競争が展開されることが多い。」(p.78, 太字は引用先元々)として、続く囲みコラムでは、シュンペーターにも言及されている点は興味深い。但し、シュンペーターが『資本主義・社会主義・民主主義』(Schumpeter 1942)で強調したことは、企業の革新へのインセンティブは独占の時に発揮されるという視点ではなかったであろうか。

(エ) 清水書院『高等学校 現代政治・経済 新訂版』(小判, 吉川洋・飯田泰之・宇南山卓)

—「ポイントカードによって自社の顧客が他社にうばわれなくする囲い込みや、販売対象とする年齢層・性別・ライフスタイルなどを絞り込むことで、市場内のごく一部において強い支配力を発揮することをめざすなど、今日の市場では競争の手法も多様化している」(pp.124-5)との記述は、他書にはない論点であるが、不完全競争の実態をより良く読者に伝えているという意味では、極めて高く評価されよう。

(オ) 清水書院『高等学校 新政治・経済 新訂版』(大判, 栗原久)

—「不完全競争」の導入に際して、「**多数の売り手や買い手が、価格をあたえられたものとして行動する競争の市場はモデルであり、市場のメカニズムを考える出発点ではあるが、現実には農産物、外国為**

**替の市場などにみられるにすぎない**。私たちがみる多くの市場は、売り手や買い手が少数だったり、<sup>(マ)</sup>一者だったりする**不完全競争市場**である。そのうちで、売り手や買い手が少数である**寡占市場**はもっともよくみられる市場構造である。」(p.90, イタリック太字は引用者によるものであり、太字は引用先そのまま)として、**完全競争市場の虚構の側面**に言及している点は、他書に見られないものであり、極めて高く評価されよう。

—独占禁止法については、欄外注でしか登場していないが、本文中の「不完全競争市場では、競争があっても、資源の効率的な配分が妨げられ、本来得られるはずの利益が得られないことが発生する」(p.90)との記述は、第8節で述べるように、今後の教科書での記述が望まれる「デッドウェイト・ロス」の一步手前とでも言うべきであり、これもまた極めて高く評価される。それに続く記述では、「それが社会全体の非効率を生み、公平性を阻害することになる。そこで、公正な自由競争をうながすために、独占禁止政策が実施されている。」(p.90)と説明されているが、これもまた、簡潔で要を得たものとなっている。

—また、「価格の下方硬直性」についての言及もされながら、同時に、「ただし、寡占市場でも、成長産業では、シェアを高めようとする価格競争や、技術的に可能ならば新規参入がおこなわれるので、管理価格は長期的には維持できないことが指摘されている。」(p.90, 欄外注2)とあり、「管理価格が長期的に維持できない」はやや強いが、不完全競争の多面性についての前段の記述は、これもまた、他書には見られないもので、特筆に値する。

(カ) 山川出版社『詳説 政治・経済 改訂版』(小判, 粕谷誠)

—独占禁止法の説明の箇所では、「さらにいくつかの企業が、価格協定や市場の分割協定を結ぶというようなカルテル行為をおこなうこともあるが、今日ではこうした行動は、**独占禁止法**(私的独占の禁止及び)によって禁止されている。独占禁止法は、市場における公正な競争を確保することを目的としており、カルテルを含む不当な取引制限、**不当廉売**(ダンピング)、抱き合わせ販売、優越的地位を利用した不公正な取引などを禁止しているが、その運用のために**公正取引委員会**が設置されている。」(pp.123-4)と述べられているが、「優越的地位」と

いった独禁法学固有の用語が無造作に使われており、二重の意味で、「教科書の記述」に留まっている。

(キ) 数研出版『改訂版 政治・経済』（小判，岩田一政・井堀利宏）

－ p.121の脚注2において、「寡占市場での価格は、商品の需給とは無関係に、1単位あたりコストにある一定のマージン（利益）率を掛けたもの決定されることが多い。これをフルコスト原理とよぶ。」として、第8章で筆者が「公共」「政治・経済」への新たな導入を要望する「マークアップ」概念の手前まで来ているが、どれだけ的一定額が付けられるかについては、需要条件も無関係ではないと考えられるので、この内容説明は改善の余地があるだろう。

(ク) 第一学習社『高等学校 改訂版 政治・経済』（小判，小川英治）

－ 「市場の失敗」の是正の一環として、独占禁止法について紹介している。

－ 「私的独占，不当な取り引き制限（カルテルや入札談合），不公正な取り引き方法などが禁止されている」（p.131）としているが、「私的独占」と「不公正な取り引き方法」についての具体的な内容は盛り込まれていない。盛り込まない／盛り込めないのであれば、敢えて言及する必要があるのだろうか。

(ケ) 第一学習社『高等学校 新政治・経済 新訂版』（大判，大塚晴之）

－ 極めて少ないスペースではあるが，独占・寡占

表4：「市場集中度」の呼び方に関する各教科書比較

書名	呼び方	特記事項（年度や情報源の言及以外）
現社(ア)東書・大	生産集中度	「ある商品の総生産量（額）に占める上位の企業の割合を生産集中度という。」との注記
政経(ア)東書・小	日本の企業の生産集中度	
現社(イ)実教・小	わが国の生産集中度	－
現社(ウ)実教・大	わが国の生産集中度	－
政経(イ)実教・小	生産の集中度	－
政経(ウ)実教・大	わが国の生産集中度	－
現社(ロ)教出・大	さまざまな商品にみる企業の市場占有の割合	それぞれの産業で，総量が何を示しているのかを明記
現社(ハ)清水・大	日本における生産の集中度	－
現社(ニ)清水・小	日本における生産の集中度	－
政経(ロ)清水・小	日本の市場における占有率	－
政経(ハ)清水・大	日本の市場における占有率	「独占的・寡占的市場でもシェアを競い続けている。」との注記
現社(ホ)帝国・大	さまざまな商品の企業別占有率	－
現社(カ)山川・大	日本の生産集中度	－
政経(カ)山川・小	日本の市場シェア（市場占有率）	－
現社(キ)数研・小	日本の生産集中度	－
現社(ク)数研・大	日本における生産集中度	－
政経(キ)数研・小	日本における生産集中度	－
現社(ク)第一・小	日本の寡占の状況	－
現社(ケ)第一・大	日本の寡占の状況	「各企業は市場占有率を増大させるため，激しく競争している。」との注記
政経(ク)第一・小	日本の寡占の状況	－
政経(ケ)第一・大	日本の寡占の状況	「市場をめぐる，各企業は市場占有率（マーケット・シェア）を増大させるため，激しい競争を展開する。」との注記

の説明が手際よくコンパクトにまとめられている点が高く評価されよう。

## VII. 市場集中度に関するグラフ表示の比較

さて、白石 (2016, p.83) は、不完全競争を前提とした場合の高価格傾向の有無や程度 (独禁法学における「市場支配的状态によって生じる弊害」) は、

「市場シェアや市場集中度とは、直接の関係を持たない」(強調は引用者) と述べているが、とは言え、安達 (2019) での論点とも関連するが、不完全競争の実態をまず生き生きと理解するためには、「市場集中度」の情報は教育的に有益であると考えられる。表4は、各教科書で「市場集中度」がどのように呼ばれているかをまとめたもの、表5は各教科書において、市場集中度の視角的情報がどのように与えら

表 5 : 市場集中度のグラフに関する各教科書比較

書名	産業数とその内訳	グラフ形式	固有名詞 (社名) の表示	情報源
現社(㉗)東書・大	5: 自動車, ビール系飲料, 携帯電話, 家庭用ゲーム機, 宅配便	円	有	国土交通省資料ほか
政経(㉗)東書・小	6: ビール, 粗鋼, 乗用車, 薄型テレビ, 携帯電話, コンビニエンスストア	円	有	日経産業新聞
現社(㉘)実教・小	3: 即席めん, シャンプー・リンス, 携帯電話端末	円	有	日経産業新聞
現社(㉘)実教・大	3: 即席めん, シャンプー・リンス, 携帯電話端末	円	有	日経産業新聞
政経(㉘)実教・小	3: 携帯電話端末, バイク, 即席めん	円	有	日経産業新聞
政経(㉘)実教・大	3: 即席めん, シャンプー・リンス, 携帯電話端末	円	有	日経産業新聞
現社(㉙)教出・大	7: 板ガラス, 携帯電話, パソコン, 乗用車 (自動総販売), ビール系飲料, コンビニエンスストア, 携帯音楽プレーヤー	円	無	日経シェア調査
現社(㉚)清水・大	6: 乗用車, ビール・発泡酒, 粗鋼, 板ガラス, 即席めん, パソコン	棒	無	日経産業新聞
現社(㉚)清水・小	6: 自動車, ビール系飲料, 板ガラス, 粗鋼, 即席めん, パソコン	棒	無	日経産業新聞
政経(㉚)清水・小	9: 即席めん, ビール系飲料, 国内航空, ガソリン, 薄型テレビ, 自動車総販売, パーソナルコンピュータ, ポータルサイト, 産業用ロボット	棒	無	日経産業新聞
政経(㉚)清水・大	8: 二輪車, ビール系飲料, 腕時計, 家庭用ゲーム機, 携帯電話, 薄型テレビ, 粗鋼, パソコン	棒	無	日経産業新聞
現社(㉛)帝国・大	3: 自動車総販売, BD録再機, ビール系飲料	棒	無	日経産業新聞資料
現社(㉜)山川・大	5: 自動車, パソコン, 清涼飲料水, 携帯電話端末, 家庭量販店	円	有	日経シェア調査
政経(㉜)山川・小	3: 乗用車 (軽自動車を除く), パソコン, ビール・発泡酒	円	有	日経シェア調査
現社(㉝)数研・小	3: 携帯電話, 牛丼チェーン, 家庭用ゲーム機	円	有	日本経済新聞社資料
現社(㉝)数研・大	3: 携帯電話, 牛丼チェーン, 家庭用ゲーム機	円	有	日本経済新聞社資料
政経(㉝)数研・小	3: 携帯電話, 家庭用ゲーム機, 牛丼チェーン	円	有	日本経済新聞社資料
現社(㉞)第一・小	5: ビール系飲料, 家庭用ゲーム機, 携帯電話, 宅配便, 乗用車	棒	有	日本経済新聞社資料ほか
現社(㉞)第一・大	7: ビール系飲料, 携帯電話, 乗用車, 歯みがき粉, 宅配便, 家庭用ゲーム機, パソコン	円	有	日本経済新聞社資料ほか
政経(㉞)第一・小	6: ビール系飲料, 携帯電話, 即席めん, ブレーキ・ディスク録画再生機, 板ガラス, 乗用車	棒	有	日経産業新聞
政経(㉞)第一・大	5: ビール系飲料, ブレーキ・ディスク録画再生機, 携帯電話, 宅配便, 乗用車	棒	有	日本経済新聞社資料ほか

れているかをまとめたものである。まず喜ばしい点として、全ての教科書において、何らかの視覚的情報が与えられている点である。但し、後述するように、今後は、このような視覚的情報の「公共」や「政治・経済」への掲載が危ぶまれている状況にあり、筆者はこの点に、大きな危機感を持っている。

表4から、同一出版社内でも統一が取れているわけではないが、第一出版社の4冊を除いては、「集中」あるいは「占有」の用語が使われていることが分かる。なお、教育出版の現社教科書は、総量が何を意味しているか（例えば、「乗用車」については「国内新車販売台数」、「ビール系飲料」では「国内出荷量」、「コンビニエンスストア」は「国内コンビニ全店売上高」）が各産業（品目）別に明記されており、この点は高く評価されよう。東京書籍の現社の教科書も、定義を明確にしているが、他の教科書では、この2冊のような記述を見付けることは出来なかった。

次に、表5は、各教科書の視覚的情報の特徴をまとめたものであり、表6は、前21冊中、市場支配度が挙げられている産業（品目）を集計したものである。まず表5から分かることは、全21冊中、20冊が、日本経済新聞社によるシェア調査に依拠していることである。これは基本的に、毎年7月に日経産業新聞が紙面で発表している「シェア調査」を直接的に差すものと考えられるが、2016年度までは国内シェアを発表していたものの、2018年7月発表の2017年度のものから、「世界シェア調査」と称し、国内シェアの発表を止めてしまったことは誠に嘆かわしい一大事である。まず、消費者としての日本国民に取っては、国内市場における選択肢こそが意味のある（relevantな）市場概念を構成している訳であり、今後も国民国家の枠組みが保持されてゆくのであれば、「企業のグローバル化」はその部分に影響することは無い。また、教育的観点から言えば、高校生にとってイメージしやすいのは、身近な日本企業であるので、「世界シェア」は公民科の現社、政経、あるいは今後の公共に掲載する意味は全くない。安達（2019）が指摘しているように、公正取引委員会も集中度の調査を止めてしまっており、市場経済の特徴を分かりやすく掴むことが出来ないという時代の到来が予想される。

なお、公取委の集中度調査の公表内容とは異なり、2016年までの日経シェア調査は、社名と共に発表されている訳であるから、社名の掲載は可能である訳

であるが、それにもかかわらず、教育出版（現社の1冊が全冊）、清水書院（現社2冊、政経2冊の全4冊）、帝国書院（現社の1冊が全冊）は社名を出さないという判断を行っているようである。ここで、表5が示しているように、教育出版と清水書院は、取り上げている産業（品目）数は多いのに対し、帝国書院が挙げている産業数は、全21冊中の最低値である3つとなっている。なお、筆者としては、棒グラフ形式よりも、円グラフ形式の方が視覚的に優れていると考える。これも踏まえて、筆者が理想とするのは、「産業数は5つ程度、円グラフ、社名の表示」ということになろう。これに当てはまるのは、東京書籍の全2冊（現社1冊、政経1冊）、山川出版社の現社1冊、及び、第一学習社の1冊（現社大判）の計4冊となる。

表6：「現代社会」「政治・経済」の教科書（全21冊）において、市場支配度が示されている産業（品目）名（4冊以上の掲載）

産業（品目）名	掲載教科書数
携帯電話	16
ビール系飲料	13
自動車	13
即席めん	8
パソコン	8
家庭用ゲーム機	7
宅配便	4
粗鋼	4

注）「自動車」は「乗用車」等も含む。「携帯電話」は「携帯電話端末」等も含む。

表6に拠れば、携帯電話が最も多くの教科書で取り上げられており、次いで、ビール系飲料、自動車と続いている。これらは、いずれも高校生にとっては、馴染みのある社名の企業によって占められている産業であり、これらの選択の教育的効果は高いであろう。なお、清水書院では全4冊中一冊を除いて、「携帯電話」を掲載していない。また、実教出版の4冊中3冊では、「シャンプー・リンス」が取り上げられており、また、数研出版の3冊中全3冊で、「牛丼チェーン」が選ばれているが、これは、高校生にとって身近な品目を選定した結果であろうか。

## Ⅷ. 今後の「公共」と「政治・経済」の指導 要領改訂を見据えた提言

上で詳しくは見なかったが、現社と政経の双方における各教科書で、「市場経済の機能」としては、「価格の自動調整作用」という用語によって完全競争が特徴付けられ、その後、「市場経済の限界」として、「市場の失敗」の各種要因との関係で「不完全競争」が導入されている基本的な線は踏襲されている。しかしながら、安達・丹下 (2020) が提唱しているように、上記のような「完全競争と不完全競争の対比」、あるいは「完全競争を市場経済のベンチマークとして見る」という方法ではなく、「**不完全競争を市場経済のベンチマークとして、完全競争はその一特殊ケースに位置付ける**」という「コペルニクス的」スタンスを取ることによって、市場経済の機能に関しての統一的な見方が確立され、とりわけ、入門レベルでは有益なアプローチであると考えられる。

詳細は安達・丹下 (2020) で解説されているが、今、「代表的企業」が想定された、ある産業における価格と総生産量は図 1 の (p, Q) で決まっている。ここで、価格は、原価 ((限界) 費用) に、主に競争の程度 (企業数や、企業間の「製品差別化」の度合い) や需要水準 (具体的には、需要の価格弾力性) によって決まってくる「**マークアップ**」<sup>5)</sup> を上乗せしたものと捉えられる。ここでの競争の程度は、上述のように、製品差別化が理由となって、効率性が達成されるような水準 (D と MC の交差に対応する生産水準  $Q^{FB}$ ) とまでは十分に高いとは言えず、

それが図 1 に示されているように「**死荷重 (デッドウェイト・ロス)**」を生じさせている。但し、競争の程度は、製品差別化といった企業努力に基づく部分もあり、何らかの死荷重の発生は不可避であろう。しかし、これを、カルテルといった人為的・意図的な行為によって、競争の程度を低め、消費者の利益を犠牲にして企業利潤を高めようとすることは、健全な経済活動とは言えない。第 IV、V 節で見たように、幾つかの教科書では歴史的な背景にも言及がなされているが、ここ百年程の人間の歴史は、「こういった野放図な部分を注意深く制限・排除することによって、効率的かつ公平な市場経済の運営を規律づけようとしてきた」ものと捉えられ、<sup>6)</sup> これを目的として運営される政策的所為の総体は、「競争政策」と呼ばれるものである。そして、これを日本において統括しているのが、公正取引委員会なのである。<sup>7)</sup>

### 1. 削除すべき用語、追加すべき用語

このようにして、従来の経済学において、完全競争・不完全競争とに分けていた市場経済のメカニズムは、**不完全競争という観点から統一的でかつ簡潔な形式で把握することが可能となる**。なお、ここでは、殆どの教科書で登場する「**管理価格**」という概念を導入する必要は全くない。<sup>8)</sup> 表 7 は、「管理価格」が各教科書でどのように扱われているかをまとめたものであるが、全体として、要領の指示に従って、半ば、ルーティン的に、あるいはアンエンシュアスティックな調子で記述されている感がある。

同様の調子は、「**価格の下方硬直性**」と「**価格の**

図 1 : 「公共」と「政治・経済」で新たに教えられるべき概念である「**マークアップ**」と「**死荷重 (デッドウェイト・ロス)**」

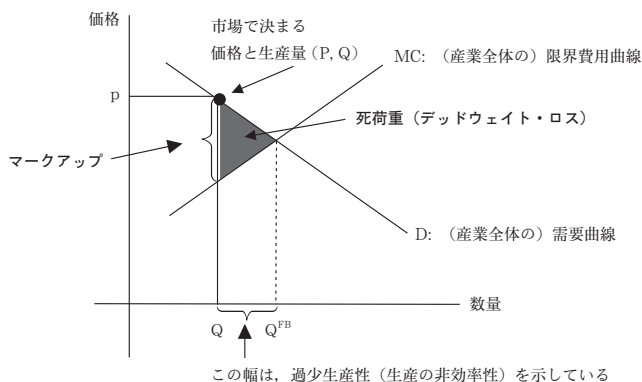


表7：「管理価格」に関する各教科書の説明

書名	説明内容
現社(ア)東書・大 政経(ア)東書・小	ブライズリーダーが設定し、他企業が追随する価格 ブライズリーダーが設定し、他企業が追随する価格
現社(イ)実教・小 現社(ウ)実教・大 政経(イ)実教・小 政経(ウ)実教・大	ブライズリーダーが設定し、他企業が追随する価格 ブライズリーダーが設定し、他企業が追随する価格で、固定的になる場合。 価格が競争ではなく協調によって決定されるような価格 ブライズリーダーが設定し、他企業が追随する価格で、固定的になる場合。
現社(エ)教出・大	ブライズリーダーが設定し、他企業が追随する価格
現社(カ)清水・大 現社(ク)清水・小 政経(カ)清水・小 政経(ク)清水・大	そもそも「管理価格」を取り上げていない。 そもそも「管理価格」を取り上げていない。 そもそも「管理価格」を取り上げていない。 ブライズリーダーが設定し、他企業が追随する価格
現社(キ)帝国・大	ブライズリーダーが設定し、他企業が追随する価格
現社(ク)山川・大 政経(ク)山川・小	ブライズリーダーが設定し、他企業が追随する価格 ブライズリーダーが設定し、他企業が追随する価格
現社(ケ)数研・小 現社(コ)数研・大 政経(ケ)数研・小	ブライズリーダーが設定し、他企業が追随する価格 独占・寡占企業が高めに設定する傾向のあるような状態の価格 ブライズリーダーが設定し、他企業が追随する価格
現社(カ)第一・小 現社(キ)第一・大 政経(カ)第一・小 政経(キ)第一・大	ブライズリーダーが設定し、他企業が追随する価格 ブライズリーダーが設定し、他企業が追随する価格 ブライズリーダーが設定し、他企業が追随する価格 ブライズリーダーが設定し、他企業が追随する価格

注) 各教科書の記述を、比較が容易になるように、筆者の言葉でまとめている。

自動調節機能」にも感じられる。確かに、不完全競争下においては、価格は下方に硬直しているが、そもそも、上方にも硬直している訳である。即ち、一般に、限界費用の限界の変化に対する、小売価格の変化の値（パススルー値、あるいは転嫁値）は、完全競争下ではその値は1であるが（何故なら小売価格＝限界費用ということから、後者の変化は前者の変化そのものなので）、一般に、不完全競争下では1よりも小さいことが知られている（但し、例外的なケースとして1よりも大きくなる場合もある。Adachi and Ebina (2014) や Adachi and Fabinger (2019) などを参照。<sup>9),10)</sup> 従って、価格の「下方」硬直性といった説明よりも、単に、上記のマークアップ値が、「不完全な」競争圧力下では、しばしば大きな値となることへの言及がなされるだけで十分であろう。即ち、価格の変動に関しては、大学で教授されるべき内容と考えられるので、今後の「公共

や「政治・経済」の教科書にあっては、「価格の下方硬直性」という用語は削除し、代わりに「マークアップ」を導入すべしということになる。「価格から費用を引いた分が儲け」という概念は誰にとっても分かりやすいものであろう。それに伴い「管理価格」も削除、代って、上述したように、不完全競争下において生じる「死荷重（デッドウェイト・ロス）」、非作為的でない不完全競争要因としての「製品差別化」、作為的な不完全競争要因の取り締まり役としての「競争政策」についての説明が導入されるべきということになる。なお、幾つかの教科書では、「独占禁止政策」という用語が登場しているが、「競争政策」の導入によって、これを置き換えることが出来る。

なお付随して、「独占禁止法」は「(状態としての)独占を禁止している法律ではない」ことの理解は、ここで提案している方法論にも組み込むことが出来

る。即ち、独占禁止法が禁止しているのは、「私的独占」という不幸な用語が意味する「独占へ向かう方向という意味の monopolization」であり、人為的に競争を制限するということである。<sup>11)</sup> これは、図 1 から類推されるように、人為的に死荷重を増やす行為であり、消費者に弊害を与える行為であるから禁止されて来たという訳である。

このようにして、表 8 でまとめているように、完全競争自体は、不完全競争の一特殊ケースとして見るのであれば、「価格の自動調節機能」についての説明は全くの不要であるし、むしろ、「自動」「調節」という二重の禁を犯しているという有害極まるものでしかない。なお、カルテルの防止に関する現行各教科書の記述は極めて妥当なものであるが、ここで提唱している方法論においても踏襲することが可能である。即ち、カルテルは、上述の人為的競争削減手段の一つと位置付けることが可能ということである。ところで、「ブランド化」「差別化」について解説を与えている教育出版の現社教科書では、これらが「市場経済の限界」として扱われるという倒錯的事態が生じている。これは、完全競争を「桃源郷」として対比している見方から必然的に生じるものであろう。不完全競争は常態であり、従って、種々の企業活動に対して、いたずらな先入観を持たせないようにすることにも配慮が求められる所以である。<sup>12)</sup>

表 8：「政治・経済」から削除さるべき（「公共」には導入されてはならない）概念・用語、及び、「公共」「政治・経済」に導入されるべき概念・用語

削除	追加
価格の自動調節機能	製品差別化
管理価格	マークアップ
価格の下方硬直性	死荷重（デッドウェイト・ロス）
独占禁止政策	競争政策

なお、「市場競争」を、個々の主体レベルでの克己や自助といったアナロジーで語るのとは明確なミスリーディングであり、厳格に戒められるべきであるということは肝に銘じておきたい（まさに「合成の誤謬」ならぬ「還元の誤謬」fallacy of reduction!）。もっと言えば、「市場競争は個人の能力を高める」「市場競争は企業の活力を高める」といったように、市場競争の意義にそういった教訓的メッセージを込めないようにすることである。個々のレベルでの

個人（労働者や経営者）や企業が成し得ることの一つは、いわゆる差別化戦略であるが、これは「市場競争のメリット」なのではなく、むしろ、競争を減殺するという「反競争的」所為なのである。完全競争をベンチマークとする思考では、これは「悪」ということになるが、不完全競争をベンチマークとする我々にとっては、これが我々にとっての現実であり、敢えて、それを「市場競争のメリット」などと言って理想化する必要もない。もう一つは、差別化それ自体を前提とすることであるが、その下で、個々は各々の戦略を取るのみであり、それもありのままの「市場競争の現実」であって、それ以上でもそれ以下のもでもなく、克己や自助といった教訓めいた修辭は全くの不要である。しかしながら、結託や排除といったような人為的な「反競争的」行為は「悪」と看做すべきなのであり、競争政策によって除去されるべきものである、という理解になる訳である。

このようにして、市場経済の理解には、基本的には静学的フレームワークを用いれば十分であり、不完全競争の程度それ自体には重きを置かないようにしながら、「死荷重（デッドウェイト・ロス）という無駄（製品差別化によって生じる「必要悪」）を、競争政策によって、人為的には高めないようにすることで市場経済の規律は保たれる」という「つまりない」解説を旨とすべきである。<sup>13)</sup>

最後に、第 VII 節で述べた「市場支配度」に関してであるが、ここで提唱している方法論においても、不完全競争の具体的なイメージを喚起しやすいという意味で、取り上げられることが望ましいであろう。しかしながら、既に述べたように、今後は日本の市場を対象とするデータの利用可能性が無くなるという由々しき事態が迫っており、「公共」や「政治・経済」の教科書に、安易に「日経・世界シェア」が登場する影色の未来が予想される。「グローバル人材」「グローバル金融」などという異なる次元の掛け声に踊らされず、消費とは、各国市場におけるローカルな営みにしかなり得ないという極めて単純な事実を喚起させるような、「国民経済に根差した理解」を促すような工夫が、「公共」と「政治・経済」には求められている。

## 2. 次期の指導要領を前提とした改善案

以上は、今後の指導要領の改訂に期待した提案であったが、本稿の最後として、やや現実的になって、



次期の指導要領、即ち、平成30年7月告示の「高等学校学習指導要領解説・公民編」<sup>14)</sup>を前提とした漸次的改善案を提示したい。

まず「公共」に関しては、「市場経済においては、公正で自由な競争を促進し、企業が創意工夫を發揮し事業活動を活発化することで、消費者の利益が確保され社会的余剰が最大化すること、このため、市場における競争を維持・促進するための政府による適切な政策が必要になることを理解できるようにすること」(p.67, 太字は引用者)が求められている。「社会的余剰が最大化すること」との表現は、完全競争市場の達成が前提になっているくらいがあるが、確かに、「余剰」という用語は登場しており、上の図1が表現しているアプローチとは極めて親和性が高い。更に一步踏み込んで、「製品差別化を前提として、人為的に社会的余剰あるいは消費者余剰が減少することを防ぐようにすること」として、市場経済の実態である不完全競争をそもその前提として記述を練ることは全く不可能ではないであろう。そもそも、新しい指導要領が「余剰」という用語を出している以上、「余剰」概念を学生が具体的に理解出来るようにするためには、図1のような図解の挿入は、「公共」の教科書の作成の際には必須とされるはずである。

また、「(新)政治・経済」に関しても同様に、「今日多くの市場では、提供する財やサービスの性質や、企業の巨大化により寡占化が進んで、価格メカニズムが理論どおりには十分に働かなくなっている面がある。それに対して、価格の規制や独占禁止政策など、自由で公正な競争を維持するための政府による適切な政策が必要になっている。これらの市場の機能と限界や課題の解決の在り方について多面的・多角的に考察、構想し、表現できるようにすること」(p.138, 太字は引用者)が求められている。こちらもまた、「価格メカニズムが理論どおりには」との表現は、価格メカニズムとは完全競争市場のみを指していることが前提となっているくらいがあるし、また、「競争政策」ではなく、旧来からの「独占禁止政策」という用語が旧態依然として使われているのは止むを得ないが、「(新)政治・経済」の教科書作成の際にも、図1のような図解の導入によって、「自由で公正な競争を維持するための政府による適切な政策」の必要性を印象的に理解することが容易になるし、それは新しい指導要領を前提にしても十分に可能なのである。

### 3. 結語に代えて

もちろん、本稿で提唱している方法論には、例えば、一個人の消費者・株主としての側面、あるいは、消費者・労働者(従業員)としての側面といったように、デュアル・ロールが十分に扱えるよう、財市場のみならず、労働市場や金融市場をも視野に入れた「不完全競争の一般均衡理論」が構築されなければならないなど、残されている課題も少なくない。<sup>15)</sup>これからまさに「公共」や「政治・経済」を学ぼうとしている次の世代というよりも、次の次の世代を担う彼らの子どもたちが、科目の名前はどのようなのであれ、高等学校で市場経済の機能的側面について触れるようになる時期を見据えながら我々は、「より良き市場経済」あるいはもっと有り体に言えば、「より良き社会」そのものを目標として、そのために必要とされる国民的、そして全世界市民的なコンセンサスの形成、即ち、「不完全競争をベースとした市場経済の理解」の普及と浸透に向けて、粘り強い努力を継続してゆかなければならないのである。<sup>16)</sup>

### 注

- 1) [https://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chukyo/chukyo3/053/siryo/\\_icsFiles/afiedfile/2015/06/05/1358302\\_02\\_01.pdf](https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/053/siryo/_icsFiles/afiedfile/2015/06/05/1358302_02_01.pdf)を参照。なお、周知のように、令和4年度以降は、「現代社会」が廃止され、代わって新科目「公共」が新設されることになっている([http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chousa/shisetu/044/shiryo/\\_icsFiles/afiedfile/2019/06/19/1418049\\_006.pdf](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shisetu/044/shiryo/_icsFiles/afiedfile/2019/06/19/1418049_006.pdf)を参照)。
- 2) もちろん、高校教員の積極的な執筆参画も考えられるため、以下で取り上げられる具体的な記述内容を「経済学者」のみに帰することが出来ないという意味で、「経済学者」のみに注目することには限界があることは言うまでもない。
- 3) リンク先は、[https://www.mext.go.jp/component/a\\_menu/education/micro\\_detail/\\_icsFiles/afiedfile/2014/10/01/1282000\\_4.pdf](https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/_icsFiles/afiedfile/2014/10/01/1282000_4.pdf)である。
- 4) 手軽に入手出来る啓蒙書としては、例えば、大竹(2019)がある。
- 5) ここでは、いわゆる新古典派的な枠組みに沿っているが、マークアップを明示的に考慮することは、岡本(2019a, p.46)による次のような、いわゆる新古典派経済学に対する批判的視点とも大いに共鳴するものである：「経済モデルにリアルさがない根本原因は、価格が変動することで需給が調節されるという均衡論的な問題設定にあります。新古典派が想定する、競り人の下で価格と取引量を決定するメカニズムというのは、

現代では、生鮮食品(魚や野菜)の卸売りや中古品・美術品のオークション、株の売買など、限られたごく一部の領域にしか存在しないのです。実際、今日の資本主義社会では、スーパーでもコンビニでも衣料品店でも、メーカー希望小売価格に準じた値付けが一般的であり、ディスカウントストアなどを除いて価格はめったに変更されません。商品価格は需要と供給の関係によって決まるのではなく、生産者たるメーカーが、原価に一定の利潤を上乘せて出荷前に事前決定しているのです。このような価格設定方式のことをマークアップ原理とか、フルコスト原理と言います。この原理を重視するのが異端派経済学の価格理論です(太字は元々)。同様に、ポスト・ケインズ派(鍋島 2017, 佐々木 2018)との相互連関にも繋がると考えられる意味でも興味深い。例えば、利潤最大化も包含しうような多様な企業の目的についての洞察は、ポスト・ケインズ派の方が優れているものと考えられ、藤田・吉井・徳丸(2019)はそれについて、Hall and Hitch(1939)の現代版とでも言うべき実証分析を行っている。

- 6) アメリカ合衆国における反トラスト運動の背景としては、アンブローズ・ピアスの短編(「スウィドラー氏のとんぼ返り」)の解説における小森(2019, pp.421-2)の表現を引用すれば、「南北戦争を経験したアメリカは、十九世紀後半の金びかの時代を迎えるのですが、そこは巨大独占企業が牛耳る、剥き出しの資本主義の社会でした。それは買収することで問題を解決する社会であり、資本家は企業を買収すると同時に、政治家や警察や新聞を買収したのです」という状況があった。また、日本政治思想史研究者の丸山眞男(1914-1996)も、猪木・田中・丸山(1949)の鼎談において、「特に十九世紀中葉以後の非常に大きな問題は、経済力、いわば経済的な独占とかそういうものの力が巨大になってきて、それが国家権力と絡み合い、狭い意味の政治権力と並び、むしろそれ以上に巨大な支配力を民衆の生活の上に張るようになってきたわけで、いままでもっぱら政治権力に対するコントロールばかり考えられてきたが、非常に巨大になった経済的独占体の支配力をいかにコントロールし、社会的な責任をもった生産機構を、いかにつくるかということを考えなくては、田中先生の言われた人間の道徳生活の確立という問題も解決されないのではないかと思うのです」(岩波現代文庫版, p.43, 太字は引用者)と述べている。
- 7) なお、上のIV.2節で触れた行動経済学的知見の導入は、図1が示すような枠組みにおいても可能であることを安達・丹下(2020)は論じている。
- 8) ちなみに、令和2年度大学入試センター試験の「政治・経済」の出題(2020年1月18日実施)の第1問・問4において、市場の機能や限界について問う四択問題が出題されたが、その正答の選択肢として、「寡占市場で価格先導者が一定の利潤を確保できるような価格を設定し、他の企業もそれに追従するような価格を、

管理価格という。」(太字は引用者)との記述があったことは記憶に新しい。

- 9) なおここでは、限界費用は、生産量にかかわらず定数として、その定数の限界的变化を考えている。限界費用が定数ではない場合は、各生産量における限界費用に対して、一律に従量税  $\Delta t$  が足し合わされたものとしてパスルー値  $\frac{\Delta p}{\Delta t}$  を考えることが出来るが、その場合は、完全競争下においても  $\frac{\Delta p}{\Delta t} = 1$  になるとは限らない。詳細は、Weyl and Fabinger(2013)のSection IIを参照のこと。
- 10) このようにして、ここでの「不完全競争下での価格付けの理論」は、マクロ経済全体での物価水準の決定や、その財政・金融政策や為替変動等からの影響についての(ケインズ経済学的)分析にもつながっていく。新古典派の枠組みにおける古典的問題意識としては、例えばMankiw(1988)や西村(1989)があり、また、脚注5で触れたポスト・ケインズ派にまでも関わるものであろう。更には、「完全競争ではなくて、寡占的な競争」(根岸 2001, p.77)を前提とするマルクス『資本論』の世界をも射程に捉えることが可能かも知れない。岡本(2019b, p.114)も述べるように、「最近の数理派」マルクス経済学「の中には、マルクス経済学の主要な論敵を新古典派経済学とするのではなく、逆に、マルクスと新古典派経済学の親和性に注目して、一般均衡理論を使った搾取理論の可能性を追求するような研究(三土修平さん)や、マルクス派の価格決定理論として新古典派理論を積極的に採用していこうとする研究(大西広さん)さえ存在」する状況であり、この点も心強い。
- 11) 「独占禁止法」の省略形であり、はたまたそれは、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」の略称であるが、白石(2020, p.6)は「この法律はネーミングがよくない。・・・そもそも、「私的独占」とは、「私的に独占すること」ではない」と端的に指摘している。もっとも、このような事情は、アメリカ合衆国でも同様であり、EU圏における「競争法」に比して、「反トラスト法」という、これもまた不幸な名称が定着しており、アメリカと日本のそれぞれで社会的に定着してしまった用語を置き換えるのは容易ではないかも知れないが、むしろ、ここにこそ教育の出番があるべきとも言えるであろう。Keynes(1936)の最後を締める一文を俟つまでもなく、最終的に勝利するのは「既得権益ではなく、思想」(間宮陽介訳)の力だからであり、ケインズの言う「思想」(ideas)とは、SNSに浮遊するような雑駁なつぶやきではなく、「額に汗した結果としての結晶」を指すのであろう。教育とはそのような研究の成果に基づくべきものなのであり、また、研究は教育からのフィードバックを取り込むことで更に深みを増す。もちろん、そのようなフィードバック手段としてSNSを用いる人もいるであろうし、筆者はそれに対して特段の異を唱える立場にある者ではないが。

- 12) 我々が本稿で述べる「製品差別化」は、猪木（1987, p.34）によっては「現実には、人も物事も完全に同一（identical）なもの存在しない。ある人は他人に比べて特殊なすぐれた才能をもっていたり、ある土地には良質な温泉が湧き出る、というような例を考えれば明らかであろう。」と表現されている。
- 13) なお、この部分に関する筆者の考え方は、井上（2012）からも影響を受けている。また、「競争の意義」について、筆者が知る限りにおいて、最も本質的な記述を行っているのは、（経済学研究者ではない）白石忠志教授である（白石 2020, p.1）：「競争は、多くの場合、人類の進歩の原動力である。ある程度の基盤の整った社会においては、中央で計画的・一元的に進歩を目論むよりも、才能ある個々の主体の自由な活動に任せただけが社会が有益に進歩することを、経験は教えている。「選べる」ということが、大事である。競争とは、買う側の立場から見れば、売り手を選べるということの意味する。選べることは、売る側にとっても、大事である。何を誰に対してどのように売るか、制約なく自分で選んでよいということが、自由な経済活動の根幹である。」（太字は引用者）筆者の解釈においては、「克己」「自助」といった視点は、一見ありそうでいて、注意深く排除されているように見受けられる。
- 14) リンク先は、[https://www.mext.go.jp/content/1407073\\_04\\_1\\_2.pdf](https://www.mext.go.jp/content/1407073_04_1_2.pdf)である。
- 15) この方向での最近の展開の一つとして、Azar and Vives (2019) がある。
- 16) ちなみに、近世日本対外関係史研究者からの視点として、荒野（2019, pp.124-5）は、「・・・教科書調査官は相撲の行司のような存在という感想を持っています。調査官諸氏は、当然のことながら、御自身の研究に基づいて判断するのではなく、複数の学説の対立があると、いわゆる第三者の立場から、どちらが学界でより多くの支持を得ているのかという視点からその形勢を見守り、勝った（あるいは、優勢な）方に軍配を上げるようです。」との見方を示している。

## 参考文献

- 安達貴教（2019）「『生産・出荷集中度調査』の再開を求める」『経済セミナー』2019年12月・1月号, 54-57頁。  
———・丹下一尚（2020）「競争政策・消費者政策のためのミクロ経済学—市場支配度指数アプローチ—」未定稿。
- 荒野泰典（2019）『『鎖国』を見直す』岩波現代文庫。
- 井上義朗（2012）『二つの「競争」—競争観をめぐる現代経済思想』講談社現代新書。
- 猪木武徳（1987）『経済思想』岩波書店。
- 猪木正道・田中耕太郎・丸山眞男（1949）「現代社会における大衆」『世紀』（エンデルレ書店）10月号, 平石直昭（編）『丸山眞男座談セレクション（上）』岩波現代文庫, 2014年, 37-76頁。
- 岩田暁一（1974）『寡占価格への計量的接近』東洋経済

- 新報社。
- 大竹文雄（2019）『行動経済学の使い方』岩波新書。
- 岡本哲史（2019a）「新古典派経済学の系譜とその問題点」岡本哲史・小池洋一（編）『経済学のバラレルワールド 入門・異端派総合アプローチ』新評論, 19-53頁。  
———（2019b）「21世紀におけるマルクス経済学の効用」岡本哲史・小池洋一（編）『経済学のバラレルワールド 入門・異端派総合アプローチ』新評論, 55-117頁。
- 小森収（2019）「短編ミステリの二百年」小森収（編）『短編ミステリの二百年1 モーム、フォークナー他』創元推理文庫。
- 佐々木啓明（2018）「経済成長と所得分配—新古典派成長理論とポスト・ケインズ派成長理論」吉原直毅（監修）『されどマルクス』日本評論社・経済セミナー増刊, 65-71頁。
- 白石忠志（2016）『独占禁止法—第3版』有斐閣。  
———（2020）『独禁法講義—第9版』有斐閣。
- 鍋島直樹（2017）『ポスト・ケインズ派経済学—マクロ経済学の革新を求めて』名古屋大学出版会。
- 西村清彦（1989）「マクロ経済学：不完全競争分析」伊藤元重・西村和雄（編）『応用ミクロ経済学』東京大学出版会, 229-263頁。
- 根岸隆（2001）『経済学史入門 改訂版』放送大学教育振興会。
- 藤田真哉・吉井哲・徳丸宣穂（2019）「マークアップの理論と実証—ポスト・ケインジアン・アプローチ—」『経済科学』66(2-3), 13-20頁。
- Adachi, T., and T. Ebina (2014), "Double Marginalization and Cost Pass-Through: Weyl-Fabinger and Cowan Meet Spengler and Bresnahan-Reiss," *Economics Letters*, 122(2), pp.170-175.
- , and M. Fabinger (2019), "Multi-Dimensional Pass-Through and Welfare Measures under Imperfect Competition," Unpublished manuscript.
- Azar, J., and X. Vives (2019), "General Equilibrium Oligopoly and Ownership Structure," Unpublished manuscript.
- Hall, R.L., and C.J. Hitch (1939), "Price Theory and Business Behaviour," *Oxford Economic Papers*, 1(2), pp.12-45.
- Keynes, J. M. (1936), *The General Theory of Employment, Interest and Money*. MacMillan. (間宮陽介訳（2008）『雇用、利子および貨幣の一般理論』上下, 岩波文庫など)
- Mankiw, N.G. (1988), "Imperfect Competition and the Keynesian Cross," *Economics Letters*, 26(1), pp.7-13.
- Schumpeter, J. A. (1942), *Capitalism, Socialism and Democracy*. Harper & Brothers. (中山伊知郎・東畑精一訳（1995）『新装版 資本主義・社会主義・民

主義』, 東洋経済新報社など)

Weyl, E.G., and M. Fabinger (2013), "Pass-Through as an Economic Tool: Principles of Incidence under Imperfect Competition," *Journal of Political Economy*, 121(3), pp.528-583.